

教育テック大学院大学学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 教育テック大学院大学（以下「本専門職大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって新たな教育改革を目指す人材の養成を目的とする。

（専門職学位課程）

第2条 本専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

（自己点検・評価等）

第3条 本専門職大学院は、教育水準の向上を図り、本専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本専門職大学院における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本専門職大学院に、本学教職員以外の学識経験者を含む又は本学教職員以外の学識経験者で構成される評価委員会を設置し、自己点検・評価等の検証を行う。

3 本専門職大学院に、教育課程連携協議会を設置し、産業界等との連携により、当該専攻の教育課程の編成、実施、評価等を行う。

4 自己点検・評価等並びに第2項に規定する評価委員会及び第3項に規定する教育課程連携協議会に関する規則は、別に定める。

（認証評価）

第4条 本専門職大学院は、前条に加え、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第2章 研 究 科

（研究科）

第5条 本専門職大学院は、教育テックの深い理解と積極的な活用を通じ、人類社会の持続的発展に資することを目指し、世界最先端の研究課題に取り組ませ、自ら課題の抽出と解決法の発見を体験させることにより、高度な俯瞰力を備えて国際社会を牽引することのできるグローバル・リーダーの育成を目標とするため、次の研究科及び専攻を置く。

教育情報・経営リーダーシップ研究科 教育情報・経営リーダーシップ専攻

(入学定員及び収容定員)

第 6 条 専門職大学院研究科の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

入学定員 67 名 収容定員 134 名

(教育特例)

第 7 条 本専門職大学院は、夜間その他特定の時間又は時期において授業等を行うことができる。

(修業年限)

第 8 条 専門職学位課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対しては当該研究科の定めるところにより、1 年以上 2 未満の期間とすることができる。

3 前 2 の規定にかかわらず、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に本専門職大学院の教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出た者に対しては、当該研究科の定めるところにより、その履修を 4 年まで認めることができる。

(在学年限)

第 9 条 本課程に 4 年を超えて在学することを認めない。

2 第 25 条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、前項に基づき当該教授会の審議を経て決定する。

第 3 章 授業科目、履修方法及び教育方法

(授業科目)

第 10 条 本専門職大学院における授業科目、履修方法等は別表 I においてこれを定める。

(単位計算の基準)

第 11 条 単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本専門職大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で本専門職大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 第 1 号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前 2 号に規定する基準を考慮して本専門職大学院が定める。

- 2 本専門職大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本専門職大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修科目の登録の上限)

第12条 本専門職大学院は、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものは、当該研究科において修得したと見なす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が他の大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

第16条 第32条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び専門職大学院設置基準第13条第2項に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修

得した者には、各研究科において教育上有益と認めるときは、前条により認定した単位と合わせて各研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で課程修了の所定単位として認定することができる。

(成績評価基準の明示等)

第17条 本専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う

- 2 授業科目の成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階で標記し、A、B、C、Dを合格、Fを不合格とする。ただし、修了論文は合否で判定、標記するものとする。
- 3 評価基準は90点から100点をA、80点から89点をB、70点から79点をC、60点から69点をDとし、59点以下をFとする。
- 4 試験は授業科目の各期末に実施する。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第18条 専門職大学院は、第14条の規定により専門職大学院に入学する前に修得した単位を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により専門職大学院の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、専門職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

第4章 課程修了の認定

(修了要件)

第19条 修士(専門職)の学位を得ようとする者は、本課程に第8条に定めた年限以上在学し、研究科が修了要件として定める次の要件を満たさなければならない。教育情報・経営リーダーシップ研究科 教育情報・経営リーダーシップ専攻授業科目について30単位以上修得すること。

第20条 課程修了の認定は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

第5章 学位の授与

(専門職学位)

第21条 本専門職大学院を修了した者には、次の学位を授与する。

教育情報・経営リーダーシップ研究科

教育情報学修士(専門職)

教育経営学修士(専門職)

- 2 前項に規定する学位には、「教育情報学修士（専門職）（大阪キリスト教学院）」のように明記することを必要とする。

第6章 学年、学期及び休業日

（学 年）

第22条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学 期）

第23条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第24条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
 - (3) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。
- 2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第7章 入学、転入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

（入学の時期）

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第26条 本課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、

当該外国の政府又は関係機関の認証を受けたものによる評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本専門職大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

(入学審査)

第 27 条 入学志願者には入学審査を行い、入学者を決定する。

2 前項の審査方法、時期等については、その都度定める。

(転入学)

第 28 条 他の大学大学院学生で、転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り前条に準ずる審査を経たうえで、転入学を許可することができる。

(出願の手続き)

第 29 条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Ⅱに定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。

(入学の手続き)

第 30 条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 前項の規定により手続を完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、本専門職大学院の定める期日までに申し出なければならない。

(休学)

第 31 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又

は秋学期授業開始日までにその旨を願い出て、許可を得なければならない。

- 2 休学期間は、1年又は半年とする。
- 3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第8条に定める修業年限及び第9条に定める在学年限には算入しない。

(留学)

第32条 学生は、教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

- 2 留学の期間は、第8条に定める修業年限及び第9条に定める在学年限に算入できる。
- 3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

(退学)

第33条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、その旨を願い出なければならない。

第34条 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席常でない者を、教授会の審議を経て、論旨退学させることがある。

第35条 学長は、品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該教授会において懲戒の対象となりうると認められたときは、けん責、停学又は退学に処することができる。

- 2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て退学を勧告し、これに応じない者は除籍する。

- (1) 指定期日までに当該年度授業科目の履修登録をしない者
- (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な事由がなくて3カ月以上修学しない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第9条に規定する最長在学年限に達した者
- (6) 第31条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えてもなお修学できない者

(再入学)

第37条 退学者及び前条第1項第1号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、それを許可することがある。なお、除籍された者が再入学を願い出る場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。

第38条 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費納入しなければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、研修生、委託生、外国人留学生及び外国人研修生
(科目等履修生)

第39条 研究科に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者が
あるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。

2 科目等履修生のうち、他の大学大学院学生で、協定に基づき本専門職大学院の授業
科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることが
できる。

3 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位
を与える。

4 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。

(聴講生)

第40条 研究科に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、
相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。

2 聴講生に関する内規は、別に定める。

(研修生)

第41条 本専門職大学院の専門職学位を得た者で、高度の専門性を要する職業等に必要
な高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科におい
て、研修生としてこれを許可することがある。

2 研修生に関する内規は、別に定める。

(委託生)

第42条 企業等組織及び他大学大学院から、本専門職大学院研究科における授業科目の
一又は複数科目の履修を希望する者があるときは、当該教授会の議を経て委託生とし
て修学を許可することがある。

2 委託生の入学資格は、第26条に規定する者又は修士の学位を有する者とする。

3 委託生が履修科目の試験に合格したときは、その科目の履修証明書を交付する。

4 委託生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(外国人留学生・外国人研修生)

第43条 外国人留学生、外国人研修生に関する内規は、別にこれを定める。

第9章 学 費

(学 費)

第44条 学費とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 入学金
- (2) 在籍基本料
- (3) 授業料
- (4) 施設設備料
- (5) 教育活動料
- (6) 科目等履修生受講料
- (7) 聴講生受講料
- (8) 委託生登録料
- (9) 委託生指導料

- 2 科目等履修生受講料及び聴講生受講料は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 委託生登録料、委託生指導料は所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 外国人留学生、外国人研修生指導料は所定の期日までに納入しなければならない。
- 5 単位数に応じた学費を算出する際に使用するため、単位料を定める。
- 6 学費及び単位料の金額は、別表Ⅲに掲げるとおりとする。
- 7 在籍中に前項に規定する金額の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。

(学費の納入)

第45条 本専門職大学院に入学する者又は本専門職大学院に学生として在籍する者は、この学則及び教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところにより、学費を納付しなければならない。

- 2 外国人留学生の学費は、この学則及び教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。
- 3 科目等履修生の学費は、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。
- 4 聴講生の学費は、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。
- 5 委託生の学費は、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。
- 6 研修生の学費は、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。

(学費の延納、減免等)

第46条 学費の納付が困難な者その他特に定めがある者に対しては、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところにより、その実情により学費の延納を認め、又はこれを減額若しくは免除をすることがある。

(修業年限を超えて在籍する者の学費)

第47条 休学以外の理由で修業年限を超えて在籍する者の学費の取扱いについては、教

育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。

(休学する者等の学費)

第48条 休学する者、復学した者、再入学した者又は転学した者の学費の取扱いについては、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。

(退学する者の学費)

第49条 退学する者の学費の取扱いについては、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。

(懲戒を受けた者の学費)

第50条 懲戒を受けた者の学費の取扱いについては、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。

(納付された検定料及び学費の取扱い)

第51条 納付された検定料及び学費は、この学則又は教育テック大学院大学学費納付規則に別段の定めがある場合を除き、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第1項に規定する入学手続を完了した場合で、同条第2項の規定により、本専門職大学院が指定する期日までに入学辞退の申出があったときに限り、入学金を除き、納付された学費を返還する。

(その他の学費の取扱い)

第52条 この学則に定めるもののほか、学費の納付等について必要な事項は、教育テック大学院大学学費納付規則の定めるところによる。

第10章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第53条 本大学院に学長を置く。

2 学長は本大学院を代表し、公務をつかさどり、所属教職員を総督する。

3 学長の任期及び専任については、別に定める。

第53条の2 本大学院に副学長を置くことができる。

2 副学長は学長の職務を補佐する。

3 副学長に関し、必要な事項は別に定める。

第53条の3 本大学院に教授、准教授、講師、助教、助手及びその他の職員を置く。

第53条の4 本大学院に実務家教員を置くことができる。

2 実務家教員に関し、必要な事項は別に定める。

第54条 本専門職大学院研究科の講義、演習、実験（以下「授業科目」という。）は、本専門職大学院研究科教員資格を有する教授及び准教授がこれを担当する。ただし、特別の事情があるときは、専任の講師、助教及び兼任講師がこれを担当することができる。

2 本専門職大学院研究科においては、特別任任教員（以下「特任教員」という。）及び客員教員が、特定の授業科目を担当することができる。

3 本専門職大学院研究科に授業補佐をする専任の助手を置くことができる。

4 本専門職大学院研究科においては、第1項に規定する兼任講師のうち、実務家の兼任教員を客員教授と呼称することができる。

5 専門職大学院研究科教員の資格認定については、別に定める細則による。

（運営組織・研究科長）

第55条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、教授会が当該教授会構成員の中から候補者を選出し、理事会がこれを選任する。

3 前項の規定にかかわらず、開設初年度の研究科長の選任については、別に定める。

4 研究科長の任期は、2年とする。

5 研究科長は、当該研究科に関する事務を処理する。

（教授会）

第56条 教授会は、学長が議長となり当該研究科所属の専任の教授をもって構成する。ただし、必要に応じて当該学部において主たる授業又は指導を担当するものとして配置された専任の准教授，講師，助教及び助手を加えることができる。

2 特任教授は、教授会に出席することができるが、構成員とはならない。

3 教授会は、構成員以外の教職員を出席させることができる。

（教授会の審議事項）

第57条 教授会は、次の事項について、審議の上、議決し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、休学、転学、留学、退学、修了、再入学その他学生の身分の得失及び変更に関する事項

(2) 修了の判定及び学位の授与に関する事項

(3) 教育課程、教育方法に関する事項

(4) 授業科目及び研究指導の編成及びその担当に関する事項

- (5) 研究指導教員の審査に関する事項
 - (6) 試験に関する事項
 - (7) 学生の指導及び賞罰に関する事項
 - (8) 教員の研究に関する事項
 - (9) 研究科の人事に関する事項
 - (10) 全学的な教育研究組織編成に関する事項
 - (11) 学則及び諸規則の制定改廃に関する事項
 - (12) その他研究科に関する重要事項及び学長が諮問する事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 学長は、前2項の規定による教授会の意見を尊重の上、前2項の事項について決定する。

(教授会の定足数及び議決数)

- 第58条 教授会は、構成員の過半数の出席を必要とする。ただし、議決する場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 2 前項の議決は、出席構成員の過半数の同意を必要とする。
- 3 教授会の議事の結果は、議事録に記録し、研究科長が保管する。

(教育課程連携協議会)

- 第59条 本専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。
- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。構成員については、学長が、本専門職大学院研究科（学校教育法第100条ただし書に規定する組織を含む。以下、同様とする。）の長（以下、専門職大学院研究科長とする。）と協議の上、指名する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第3号に掲げる者を置かないことができる。
- (1) 当該専門職大学院に置かれる研究科の教員その他の職員
 - (2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - (4) 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの
- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。
- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的

な事項

- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事

4 教育課程連携協議会に関する必要な事項は、別に定める。

(学長)

第60条 専門職大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は研究科長がこれを管掌する。その他、専門職大学院の事務を遂行するため、職員を置く。

(研修)

第61条 本専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第11章 施設及び設備(講義室等)

(講義室)

第62条 本専門職大学院には、その教育研究に必要な講義室、研究室等を備えるものとする。なお、講義室は学校法人入間平成学園が所有する入間看護専門学校の教室を共用する。

- 2 教育研究上支障を生じない場合には、次条に定める研究所の施設及び設備を共用することができる。

(研究科附置教育研究施設)

第63条 本専門職大学院に次の研究科附置教育研究施設を置く。

OCC 教育テック総合研究所

SDGs 不動産・都市研究所

(図書館)

第64条 本専門職大学院図書館に、教育研究に必要な専用の図書及び学術雑誌を備えるものとする。

- 2 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本専門職大学院学生
- (2) 科目等履修生
- (3) 聴講生
- (4) 研修生
- (5) 委託生
- (6) 外国人留学生

(機械、器具等)

第65条 本専門職大学院には、研究科・専攻に応じて必要な教育研究の機械、器具等を備えるものとする。

(厚生保健施設)

第66条 本専門職大学院学生は、医務室を利用することができる。

(事務組織)

第67条 本専門職大学院の事務を行うため、事務組織を置く。

第12章 賞罰

(表彰)

第68条 学力優秀かつ志操堅固な学生は、表彰することがある。

(懲戒)

第69条 この学則、諸規則若しくは命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いた後、学長が懲戒する。

- 2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 大学の秩序を乱した者
 - (3) 学生としての本分に著しく反した者
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する懲戒に係る手続等について必要な事項は、別に定める。

第13章 改正手続き

(改正手続)

第70条 この学則の改正は、教授会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

- 2 学長は、この学則の改正に当たっては、前項の意見を尊重するものとする。

14章 雑則

(施行の細目)

第71条 この学則に定めのない事項については、教授会の審議を経て学長が決定する。

- 2 この学則に特に定めるものを除くほか、この学則の実施の手続その他実施について必要な細目は、別に定める。

附則 1 この学則は、2025 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 10 条関係)

研究科の定める標準年限以上在学し、所定の履修方法に従い、30 単位以上を修得しなければならない。

科目区分	授 業 科 目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎科目群	教育テック総論	2			
	教育データ・アナリティクス論 (Ⅰ)	2			
	教育データ・アナリティクス論 (Ⅱ)	2			
	教育デジタルエコシステム概論	1			
	教育テック事例研究 (Ⅰ)	2			
	教育テック事例研究 (Ⅱ)	2			
選択科目群	教育学特殊講義		2		
	教育国際論		1		
	教育効果論		2		
	教育国際交流演習		1		
	持続可能な開発のための教育		2		
	教育デジタルエコシステム演習		1		
	教育テックの倫理的・法的・社会的な課題 (ELSI)		2		
展 開 科 目 群	教育情報コース	プログラミング特論		2	
		カリキュラム・マネジメント		2	
		ICT を活用した就学前教育		2	
		ICT を活用した初等中等教育		2	
		ICT を活用した高等教育		2	
		ICT を活用した特別支援教育		2	
		X R の教育応用		2	
	教育経営コース	教育政策論		2	
		ソーシャル・アントレナークシップ論		2	
		教育マーケティング・広報ブランディング		2	
		教育機関と経営戦略論		2	
		教育マネジメント論		2	
		教育人材マネジメント論		2	
		教育ファイナンス論		2	
		教育経済学		2	

演習科目群	教育構想演習（Ⅰ）	2			
	教育構想演習（Ⅱ）	2			
	教育構想研究（Ⅰ）	2			
	教育構想研究（Ⅱ）	2			

別表Ⅱ 検定料

区 分		金 額
一般入学試験		35,000 円
その他特別入学試験		35,000 円
外国人留学生入学試験その他	書類選考及び研究科独自試験 を課す場合	15,000 円
外国人留学生特別入学試験	書類選考のみの場合	10,000 円

別表Ⅲ 学費

科目	金額	摘要
入学金	300,000円	
在籍基本料	250,000円	年間（1年目、2年目）
授業料	45,000円	1単位あたり
施設設備料	250,000円	1年あたり
教育活動料	100,000円	3年目以降の在籍料
科目等履修料	50,000円	1科目2単位
聴講生受講料	40,000円	1科目2単位

- （１）授業料は、1単位あたりの授業料とする。
- （２）単位授業料は、各学期における登録単位数に応じて年度初めに一括納入する。
- （３）在籍基本料は、入学時に一括納入する。入学時より修業年限は同一金額とする。
- （４）施設設備料は、年度初めに一括納入する。
- （５）教育活動料については、修業年限修了後3年目、4年目に継続して在学する場合に一括納入する。
- （６）所定の修業年限を超えて在籍した場合の学費は、登録単位数に応じた単位授業料及び教育活動料とする。
- （７）再入学生の入学金は、100,000円とし、学費は、登録単位数に応じた単位授業料及び在籍基本料とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。

休学料

休学期間	休学在籍料
1年（最長2年間）	50,000円

教育テック大学院大学 教授会規程（案）

2025 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、教育テック大学院大学教授会（以下「教授会」という。）の組織、所掌事項及び運営について定めるものとする。

（組織）

第 2 条 教授会は、学長及び研究科所属の専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

（審議事項）

第 3 条 教授会は、次に係る重要な事項を審議する。

- (1) 学生の入学、休学、転学、留学、退学、修了、再入学その他学生の身分の得失及び変更に関する事項
- (2) 修了の判定及び学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程、教育方法に関する事項
- (4) 授業科目及び研究指導の編成及びその担当に関する事項
- (5) 研究指導教員の審査に関する事項
- (6) 試験に関する事項
- (7) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (8) 教員の研究に関する事項
- (9) 研究科の人事に関する事項
- (10) 全学的な教育研究組織編成に関する事項
- (11) 学則及び諸規則の制定改廃に関する事項
- (12) その他研究科に関する重要事項及び学長が諮問する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議の上、議決し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（運営）

第 4 条 教授会は学長が招集し、議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した教授が議長となる。

（開催）

第 5 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

（開催時期）

第 6 条 教授会は、毎月一回開催する。

(書記)

第7条 教授会に書記をおき、学長がこれを委嘱する。

2 書記は、教授会の議事録の作成及び保管に従事する。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、大学院事務局において所掌する。

(各種委員会)

第9条

教授会は、必要に応じ委員会を設置して、審議にあたらせることができる。

(既定の改正)

第10条 この規定を改正するときは、常務理事会及び教授会の義を経るものとする。

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。